

防 災

家具転倒防止金具等取付および感震ブレーカー設置補助金について 【危機管理室】

市では、地震が発生した場合の家具転倒や火災による被害を軽減するために、家具転倒を防止する金具や感震ブレーカーの購入および取付にかかる費用を補助しています。

申請方法など詳しくは、危機管理室までお問い合わせください。

●対象 65歳以上の人のみで構成される世帯など

●補助金額

2つの補助金ともに器具の購入および取付にかかった費用の2分の1

- 家具転倒防止金具等取付補助金の上限…4,000円
- 感震ブレーカー設置補助金の上限…… 20,000円
- ※感震ブレーカーは、分電盤タイプのみとし、新築の際の設置は除きます。

●申し込み・問い合わせ 危機管理室 ☎33-6105

災害時協力井戸の登録にご協力ください

【危機管理室】

大規模な災害発生時には、水道が断水し、被災者は長期間にわたり生活用水が確保できないなど、不便な生活を余儀なくされる可能性があります。

そのため、被災者へ飲用以外の生活用水（洗濯やトイレなどの水）を提供していただける井戸を募集しています。

井戸をお持ちの人については、ぜひ登録をお願いします。

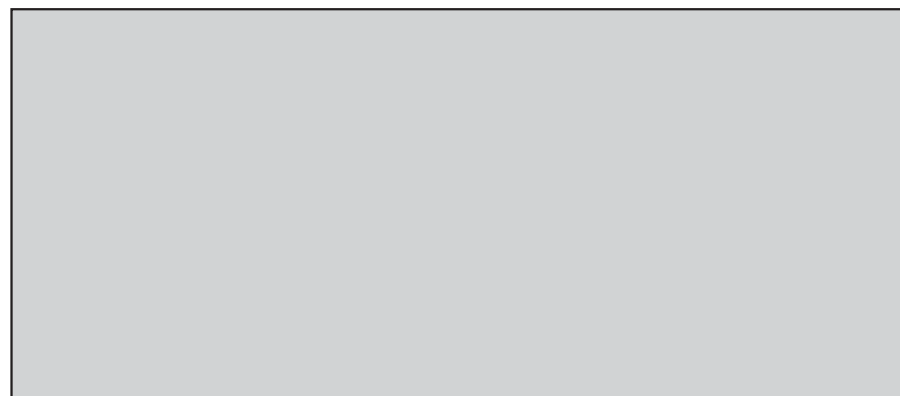
登録していただいた人には、「橋本市災害時協力井戸」プレートをお渡しします。

申請方法など詳しくは、危機管理室までお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ 危機管理室 ☎33-6105



広 告



商 工

商工業者支援制度について 【シティセールス推進課】

補助金制度の対象となる融資を利用している事業主に、その融資の利子の一部を補助します。申請には市税の完納証明書など添付書類が必要となります。

●補助金

- ①商工業活性化資金利子補給補助金
- ②創業支援資金利子補給補助金

●対象

- ①市内で事業所を営んでいる市民、もしくは市内に本店のある法人で、同一の事業を引き続き1年以上営んでいる人（国などからの利子補給を受けている場合を除く）
- ②市内で事業所を営んでいる市民、もしくは市内に本店のある法人

●対象となる融資

補助金	機関名	資金名・制度名
①	株式会社日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金（マル経）
②	株式会社日本政策金融公庫	新規開業資金
		女性、若者／シニア起業家支援資金
		再挑戦支援融資
		生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの
	和歌山県	新創業融資制度

●対象期間 令和3年1月分から12月分  
※ただし、返済開始月から36カ月以内

●利子補給額 対象期間中に支払った支払利率の1.0%分

●申込期限 令和4年1月14日(金)

●申し込み・問い合わせ シティセールス推進課 商工サポート係 ☎33-6106

介護者交流会

家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。

- 日時 12月8日(水) 午後1時30分～
- 場所 保健福祉センター
- 問い合わせ 地域包括支援センター ☎32-1957

印鑑登録証明書の取得について

印鑑登録されている人の印鑑登録証明書が必要となったときの取得方法についてご案内します。 【市民課】



利用場所	必要なカード	カード以外に必要なもの
市民課の窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑登録証                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年7月以降発行分</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年6月以前発行分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）</li> <li>●申請書（証明が必要な人の住所、氏名、生年月日、交付枚数を記入していただきます）</li> <li>●交付手数料 1枚300円</li> </ul> <p>※証明書の交付申請を代理人に依頼される場合は、ご自身の印鑑登録証を預けて、申請書の記入事項を伝えてください。</p>
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者証明用の暗証番号（4ケタの数字）</li> <li>●交付手数料 1枚200円</li> </ul> <p>※コンビニエンスストアに設置している端末（コピー機）で「行政サービス」を選択し、手順に沿って入力してください。</p>

市税の納付忘れはありませんか

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。納期限の過ぎた市税をまだ納付していない人は、速やかに金融機関または税務課で納付してください。また、事情があり一時的に納付できない人は、未納のまま放置することなく税務課までご相談ください。

【税務課】



市税は納付期限内に納付しましょう

市税は、自主的に納付期限内に納付することが原則です。納付期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。

滞納を放置しておく滞納処分の対象となります

市では、納付期限内に納付している人との公正・公平性を保つため、督促や催告により納付を促しても納付がない人に対し、地方税法などに基づいて預貯金、給与、動産、不動産などの差し押さえを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収する滞納処分を行います。

納められない事情のある人はご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を各納付期限内に納付することが困難な人は、滞納を放置することなく、ご相談ください。生活状況など事情を伺ったうえで、徴収を猶予できる場合があります。税務課では毎月第4水曜日と第4日曜日に夜間・休日の納付・納税相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

なお、今月の夜間・休日の相談日時は以下のとおりです。

- 12月22日(水) 午後5時15分～8時
- 12月26日(日) 午前8時30分～午後5時

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109